平成２２年（フ）第２２８号
広島市中区住吉町17番３―508号　川崎ビル
債務者　森本　伸行
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７号
広島県安芸郡府中町石井城２丁目14番13号
債務者　若宮かすみ
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３号
広島市安芸区瀬野１丁目16番10―203号
債務者　高杉　政宏
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４２号
広島市佐伯区千同２丁目14番19号Ｂ棟201号
債務者　横手　徳広
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０３号
広島市安芸区上瀬野町2334番地
債務者　田平　　忍（旧姓国広・平澤）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２４号
広島市中区十日市町２丁目９番25―403号福地産業ビル
債務者　寺田　勝広
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４１号
広島市西区観音町16番６―301号
債務者　岡本　義男
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０号
沖縄県南城市玉城字百名643番地　百名団地５棟105号
債務者　大城　有加
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５９号
大分県別府市石垣西10丁目４番57カツミビル201号
債務者　後藤　昭二（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８号
北海道苫小牧市大成町２丁目４番15号
債務者　高橋　りか（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２６号
秋田市泉中央２丁目８番11号　ドミールヤマト２―Ｂ
債務者　佐藤　祐子（旧姓富樫）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字広ヶ野148番地　新広ヶ野住宅43号
債務者　松橋　弘幸
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１号
秋田市仁井田二ツ屋２丁目３番52号
債務者　向井　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８号
秋田県大館市比内町味噌内字屋布尻34番地
債務者　佐藤　美子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７号
福島県南相馬市鹿島区寺内字狐畑14番地１
狐畑住宅216号
債務者　鈴木　正男（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第４３号
群馬県みどり市大間々町大間々341番地14サンフィールド１―Ａ
債務者　金子　千草
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４９号
群馬県桐生市新里町山上931番地４
債務者　金子　一美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第５０号
群馬県桐生市新里町山上931番地４
債務者　金子いずみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部